

一般入学試験

1. 出願資格 中学校卒業（平成24年3月卒業見込みの者を含む）の男子。
2. 出願手続 (1) 提出書類は、本校所定の入学志願書（8ページの入学志願書の記入例参照）と出身中学校の調査書（個人で出願される場合は、中学校で厳封されたもの）です。
 (2) 入学検定料17,000円は本校専用入学検定料振込依頼書により金融機関で振り込み、入学志願書に振込証明書を貼付してください。（8ページ入学検定料振込依頼書の記入例参照） ※ATMの利用はしないでください。
 入学検定料受付期間 平成23年12月12日(月)～平成24年2月9日(木)
 (3) 入学志願書、調査書を本校事務室あてに郵送または持参してください。
3. 出願期間 平成24年2月6日(月)～平成24年2月9日(木) 受付時間9:00～16:00
 郵送または持参（郵送の場合は平成24年2月9日(木)消印有効）

4. 募集定員及び志望類型

普通科	320名の約50%
-----	-----------

- (1) 特別進学類型（約40名）と一般進学類型（約280名）の2類型を設ける。
 (2) 入学志願書への記入について（8ページ記入例参照）
 志望類型は下記のいずれかの番号を記入してください。

番 号	志 望 類 型
1	特別進学類型のみを希望する
2	一般進学類型のみを希望する
3	特別進学類型または一般進学類型のいずれでもよい

5. 入学試験科目・日程

平成24年2月15日(水) 学力試験（マーク式）・面接試験

集合	諸注意	国 語	数 学	英 語	昼食	面 接
9:00	9:00～9:20	9:20～10:10	10:25～11:15	11:30～12:20		

◎所持品:	受 験 票	鉛 筆（HBかB）	プラスチック製消しゴム
	弁 当	※上履きは必要ありません。	

6. 選抜方法 学力試験の成績（300点）、出身中学校の調査書（135点）、面接試験により総合的に判定します。
7. 合否発表 平成24年2月18日(土) 合否にかかわらず平成24年2月17日(金)の午後（夕方）に本人と在学中学校長宛に通知書を投函します。（合格者の校内掲示はいたしません。また、電話による問い合わせにも応じられません。）

8. 入学手続 入学手続金 50,000円 [平成24年2月29日(水)までに本校専用振込用紙により納入してください。]
 入学金 150,000円 [平成24年3月16日(金)までに本校専用振込用紙により納入してください。]
 ※ ATMの利用はしないでください。

なお、入学手続金と入学金は、平成24年2月29日(水)までは同時に納入することもできます。

9. 学校納入金 平成23年度の学校納入金 (月額)

差引納入月額 (①-②) 23,100円

(明細)

授 業 料	30,000円
施 設 設 備 資 金	3,000円
学 校 納 入 金 計 ①	33,000円
高等学校等就学支援金 ②	▲ 9,900円

※ 公立高校授業料無償化にともない、私立学校には高等学校等就学支援金が支給されます。(次頁13を参照してください。)

10. 諸 費

学校納入金のほか諸費が別途あります。平成23年度の月額はおおりのとおりです。

(1) 生徒会・P T A・クラブ後援会、学年・学級費等

学年 \ 月	4月	5月	6月～3月
1年生	4,900円	5,280円	3,900円
学年 \ 月	4月	5月～11月	12月～3月
2年生	5,480円	4,100円	1,300円
学年 \ 月	4月	5月～11月	12月～3月
3年生	4,880円	3,500円	1,300円

(2) 卒業時積立金 (積立総額21,600円)

学年 \ 月	4月～11月
3年生	2,700円

※ 修学旅行積立金 (積立総額114,000円) が別途あります。

11. 注意事項 (1) 受付後の志望類型の変更は認めません。
 (2) 既納の入学検定料、入学手続金、入学金等はお返しできません。

12. 特待生制度 学業成績が特に優秀で品行方正な生徒については、別に定めるところにより選考して特待生として採用する奨学金制度があります。特待生として合格すれば、特別進学類型へ入学とします。

13. 高等学校等就学支援金制度・広島県授業料等軽減制度について

- (1) 平成22年4月1日より「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が施行され、私立高等学校等に在学する生徒の皆さんの授業料について、保護者の収入状況等に応じて国がその一部を負担し、家庭の教育費負担を軽減することを目的として、公立高校生が負担軽減される額と同額の月額9,900円（年額118,800円）が高等学校等就学支援金として支給されます。
- また、保護者の所得によって、さらに加算される場合があります。
- (2) 広島県授業料等軽減制度として、県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者の皆さんのうち、経済的理由により学資負担が困難な人を対象として、高等学校等就学支援金に上乘せする形で授業料等を軽減する制度があります。
- (3) 高等学校等就学支援金の加算部分及び広島県授業料等軽減制度の認定基準は、生徒の保護者の皆さんの収入額に係る税額等となります。
- (4) 制度の概要（平成23年度）は、つぎのとおりです。

区 分	対 象 者	高等学校等就学支援金制度	広島県授業料等軽減制度
授業料 の軽減	① 生活保護法により生活保護を受けている場合	授業料のうち 年額237,600円 (月額19,800円)	授業料等の全額 ※高等学校等就学支援金を含む。
	② 市町村民税所得割額（保護者の税額の合計）が非課税である場合		
	③ 市町村民税所得割額（保護者の税額の合計）が18,900円未満の場合	授業料のうち 年額178,200円 (月額14,850円)	授業料等の2/3 ※高等学校等就学支援金を含む。
	④ ①～③に該当しない場合（私立高等学校等に在学する生徒で日本国内に住所を有する者）	授業料のうち 年額118,800円 (月額9,900円)	——
入学時 納入金 の軽減	①～③により入学時から授業料等軽減を受けることができる人	——	一律27,000円

14. 志願者の個人情報の保護について

「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、入学試験の出願に際して志願者から提出された個人情報は、志願者への通知や連絡、入学試験データおよび入学者データとして利用し、適正な管理と保護に努めます。